

議案第 89 号

関市都市公園以外の公園に関する条例の制定について

関市都市公園以外の公園に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

都市公園以外の公園の設置及び管理について必要な事項を定めるため、この条例を定めようとする。

## 関市都市公園以外の公園に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公園の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「公園」とは、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する都市公園以外の公園又は緑地で市が設置するものをいい、市が当該公園又は緑地に設ける公園施設を含むものとする。

2 この条例において「公園施設」とは、公園に設けられる法第2条第2項に規定する公園施設に準ずる施設をいう。

(名称及び位置)

第3条 公園の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(特定公園施設等の新設等)

第4条 市長は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第15号に規定する特定公園施設に準ずる施設の新設、増設又は改築を行うときは、関市都市公園移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年関市条例第41号）で定める基準の例により行うものとする。

(公園施設の管理)

第5条 市以外の者は、公園施設を管理しようとするときは、当該公園施設の管理の目的、期間、場所、内容、方法その他市長が定める事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市以外の者が公園施設を管理する期間は、10年を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

(公園の占用の許可)

第6条 市以外の者は、公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて公園を占用しようとするときは、占用の目的、占用の期間、占用の場所、工作物その他の物件又は施設の構造及び関市都市公園条例（昭和48年関市条

例第20号)第9条第1項各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の規定による公園の占用の期間は、10年を超えない範囲内において規則で定める期間を超えることができない。これを更新するときの期間についても、同様とする。

第7条 市長は、前条第1項の許可の申請に係る工作物その他の物件又は施設が法第7条第1項各号に掲げる工作物その他の物件又は施設に該当し、公園の占用が市民のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであって、規則で定める技術的基準に適合する場合に限り、前条第1項の許可を与えることができる。

(許可の条件)

第8条 市長は、第5条第1項又は第6条第1項の許可に公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

(原状回復)

第9条 第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けた者は、公園施設を管理する期間若しくは公園の占用の期間が満了したとき、又は公園施設の管理若しくは公園の占用を廃止したときは、直ちに公園を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りでない。

2 市長は、第5条第1項又は第6条第1項の許可を受けた者に対して、前項の規定による原状の回復又は原状に回復することが不適當な場合の措置について必要な指示をすることができる。

(準用)

第10条 関市都市公園条例第3条から第5条まで、第9条第2項、第10条、第11条、第12条から第14条まで及び別表第3の規定は、公園について準用する。この場合において、これらの規定中「都市公園」とあるのは「公園」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、規則で定める。

(過料)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科する。

- (1) 前条の規定において準用する関市都市公園条例（以下「準用都市公園条例」という。）第3条第1項又は第3項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 準用都市公園条例第4条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 準用都市公園条例第11条の規定による市長の命令に違反した者（委任）

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（関市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正）
- 2 関市公の施設の設置及び管理に関する条例（平成16年関市条例第37号）の一部を次のように改正する。  
第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。  
別表第1その2の表8の項から40の項までを削る。  
（関市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴う経過措置）
- 3 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の関市公の施設の設置及び管理に関する条例第10条第1項の規定により許可を受けた者に係る占用については、その期間が満了するまでは、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

名称	位置
関市安桜台公園	関市安桜台1番地46
関市善光寺公園	関市西日吉町35番地
関市津保川ウォーターフロントパーク	関市一ツ山町47番地3地先
関市前山第1公園	関市前山町33番地
関市山ノ手ひろば	関市山ノ手3丁目1番地

関市十六所西公園	関市十六所 1 5 番地 2 3
関市堅切北公園	関市堅切北 5 番地 1 7
関市南貸上公園	関市南貸上 1 0 番地 2 7
関市東本郷第 2 公園	関市東本郷 5 2 5 番地 1 4
関市東山南公園	関市東山 2 3 番地 3 5
関市星ヶ丘第 2 公園	関市小瀬 1 0 3 2 番地 1 6
関市小瀬南第 1 公園	関市小瀬 1 5 6 9 番地 4 1
関市広見東公園	関市広見東町 1 1 番地 2
関市桐谷公園	関市倉知 4 3 4 8 番地 1
関市桐谷台公園	関市倉知 2 9 2 3 番地 2
関市四季ノ台公園	関市倉知 2 9 2 4 番地 1 5 0
関市東新東公園	関市東新町 7 丁目 2 3 番地 1 4
関市東新東第 2 公園	関市東新町 7 丁目 3 8 番地 1 4
関市津保川台第 1 公園	関市山田 2 2 4 番地 1 0
関市津保川台第 3 公園	関市山田 2 1 1 番地 2 3 7
関市千疋北第 1 公園	関市千疋北 2 丁目 1 2 1 7 番地 1 7
関市虹ヶ丘公園	関市虹ヶ丘北 1 0 番地 1 1
関市迫間台第 4 公園	関市迫間台 2 丁目 2 3 0 1 番地 4 8 8
関市向陽台第 1 公園	関市向陽台 1 5 番地
関市向陽台第 2 公園	関市向陽台 1 番地 1 9
関市向陽台第 3 公園	関市向陽台 1 7 番地
関市境松西公園	関市西境松町 2 6 番地
関市関ノ上北公園	関市関ノ上 3 丁目 8 番地 2 4
関市関ノ上西公園	関市関ノ上 3 丁目 1 番地 5
関市テクノハイランド南公園	関市のぞみヶ丘 5 0 番地 3
関市テクノハイランド北公園	関市のぞみヶ丘 1 1 4 番地 4
関市テクノハイランド水のテラス	関市のぞみヶ丘 4 5 番地 9
関市洞戸ほたるの里公園	関市洞戸市場 9 5 0 番地 1
関市武芸川中川原公園	関市武芸川町谷口 2 6 8 8 番地 1

関市武芸川一色公園	関市武芸川町宇多院 1 2 3 番地 1
関市武芸川宝見橋水辺公園	関市武芸川町八幡 1 2 5 8 番地 2 5
関市武芸川八幡公園	関市武芸川町八幡 8 2 8 番地 7
関市富之保大洞河川公園	関市富之保 4 0 2 1 番地 1
関市下之保元号橋公園	関市下之保 1 9 9 3 番地 6
関市下之保津保川ふれあい公園	関市下之保 2 4 6 2 番地 1
関市下之保平成自然公園	関市下之保 2 0 2 4 番地 8
関市下之保多良木公園	関市下之保 5 1 8 7 番地 1
関市上之保行合公園	関市上之保 1 9 2 1 1 番地
関市上之保ふれあいの森公園	関市上之保 3 2 6 番地 1
関市梅ヶ枝ポケットパーク	関市梅ヶ枝町 5 2 番地 1
関市本町 2 丁目ポケットパーク	関市本町 2 丁目 1 6 番地 1
関市栄町 4 丁目コミュニティパーク	関市栄町 4 丁目 3 番地
関市桜本町コミュニティパーク	関市桜本町 2 丁目 3 0 番地 1 地先
関市直桜公園	関市段下 9 2 番地 1
関市中福野コミュニティパーク	関市中福野町 7 5 番地 3
関市旭ヶ丘コミュニティパーク	関市旭ヶ丘 1 丁目 6 1 番地 1 1
関市旭ヶ丘ポケットパーク	関市旭ヶ丘 2 丁目 2 番地
関市伊勢町ポケットパーク	関市伊勢町 1 番地 1
関市大門ポケットパーク	関市大門町 2 丁目 1 1 番地
関市西本郷通 4 丁目ポケットパーク	関市西本郷通 4 丁目 1 番地 2
関市西本郷通 7 丁目ポケットパーク	関市西本郷通 7 丁目 1 0 1 番地 1
関市一ノ門ポケットパーク	関市小瀬 1 1 8 1 番地 1 1
関市千疋ポケットパーク	関市千疋 1 1 5 番地 3
関市新迫間ポケットパーク	関市新迫間 6 4 番地 1
関市桜ヶ丘ポケットパーク	関市稲河町 2 5 9 番地 1
関市洞戸芳兵衛パーク飛瀬	関市洞戸飛瀬 2 8 番地